１．　令和７年度 川崎市立臨港中学校いじめ防止基本方針

○第２次かわさき教育プラン H27年度～
基本理念 「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標 「自主･自立　共生･協働」

学 校 教 育 目 標

○自他を愛し、素直で、誠意ある人の育成
○責任感強く、たくましく、勇気のある人の育成
○礼儀正しく、質実、清楚な人の育成

令和7年度 教 育 目 標

自ら学び、思いやりの心と正しい判断力をもって、いきいきと行動できる生徒の育成を目指す

・基本的な生活習慣を身につける中で、自分の良さをみつけ、生活を向上させる力を育む
・互いの個性や特性を理解しあい、より良い人間関係を築いていく力を育む
・学習指導を充実させる中で、基礎･基本の定着を図り、「生きる力」を育む

め ざ す 学 校 像

生徒･教職員が **いきいきと活動できる学校**
生徒･教職員が **認め合い･尊重しあう学校**
家庭･地域に **開かれた学校**

教科指導の重点目標

確かな学力の育成

「いいちえ」
○基礎的・基本的な知識・技能の定着(読み書き、計算など)
○個に応じた指導の推進
○入り込み・取り出しによる個に応じた学習支援
○思考力・判断力・表現力を高める学習指導の充実と工夫
○進んで学習に取り組もうとする

いのち、心の教育の推進

「いいこころ」
○基本的生活習慣の定着
○生徒指導の充実
○人権尊重教育の推進
○道徳教育の充実
○教育相談活動の定着化
○いじめや暴力は許さないという学校環境の構築

健康・安全教育の推進

「いいあせ」
○健康・体力の向上
○自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力の育成
○安全に関する指導の充実
○学校敷地内における事故防止
○給食の安全でスムーズな運営

家庭・地域から信頼される学校づくりの推進

○学校・家庭・地域との信頼関係・協力関係の推進
○コミュニティ・スクールによる学校評価の充実と活用
○地域教育会議との連携

教育活動の目標

・授業(学習)規律の確立
・**よりきめ細やかな指導のできる体制づくりの推進(ＴＴなど)**
・**生徒の視点に立ったわかる授業の展開**
・言語活動・表現活動の充実
・GIGA端末やICT機器を効果的に活用した授業の実践
・校内研究授業の充実
・関心・意欲を高める教材の工夫
・道徳・総合的な学習の時間の計画的な実施
・**生徒に委ねる探究活動・総合的な学習の時間の研究**
・**信頼性・妥当性のある評価方法の研究**
・家庭との連携を図った学習活動の推進
・豊かな感性や情操を育む読書活動を支える学校図書館の利活用推進

・生徒理解に努め、規範意識と人権意識を高める指導の充実
・**教育相談の充実とCo、生担および学校カウンセラーとの連携**
☆いじめ・不登校等の未然防止
・**自他を認め合う道徳授業の確立**
・学校の全教育活動で道徳的心情を育てる指導の推進
・**生徒の主体性を生かした生徒会活動や行事運営の推進**
・3年間を見通した進路指導の推進
・情報モラル教育の推進
・生命尊重教育を基盤とした教育活動の実践
・**かわさき共生＊共育プログラムの活用と充実**
・**効果測定の有効的な活用の推進**
・学校と関係諸機関との円滑な連携

・**健康で活力ある生活習慣の確立**
・**実践的な食育・健康教育の推進**
・健康・安全教育を推進するため関係機関との積極的な連携
・安全管理、安全指導の充実
・**防災教育の充実**
・**体力・運動技能の向上**
・積極的に運動やスポーツに親しむ態度やマナーを身につける部活動経営
・**部活動を通した、自己肯定感の育成**
・安全で円滑な食育の展開

・学校情報の定期的な発信(学校、学年、学級だより等の定期的な発信)
・学校ホームページの活用と更新
・**コミュニティ・スクールによる学校評価に基づく教育活動の改善**
・小中学校の連携促進
・地域体験活動を中心に、地域教育会議との連携を推進
・地域と連携した職業体験学習の実施
・授業や行事の公開や交流の促進
・家庭との連携を図るための懇談会・面談の積極的な活用
・**多様性、インクルーシブ等のあり方を実践し生徒・保護者・地域へ発信(チャレンジド・ワークスの導入)**
・**PTA役員および係等との連携**

基本的生活習慣の定着＋食育の推進
キャリア在り方生き方教育の推進
人権尊重教育をベースにした、すべての教育活動の展開(取組)

生徒に身に付けさせたいこと

授業を大切にし、自ら考え判断するための正しい知識を習得する	笑顔で明るい挨拶ができ、思いやりの心をもち仲間と協力できる	自分や仲間の健康や安全等を意識して、自ら行動できる	学校、家庭、地域の一員として自覚を持ち学校内外で活躍できる

支援教育の体制づくり（支援教育の観点から困っている生徒を探る⇒不登校未然防止、登校支援）

臨港中3原則＋1　いいちえ･いいあせ･いいこころ　凡事徹底＋α

２ 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

３ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

４ 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面から的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- ●もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- ●児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- ●心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- ●よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- ●いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- ●いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- ●はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

５ 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

○ 児童生徒が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

６　令和７年度　いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成（毎週火曜日１校時実施)】

①校長　②教頭　③教務主任　④第１学年主任　⑤第２学年主任　⑥第３学年主任 ⑦生徒指導担当（教育相談担当）　⑧支援教育コーディネーター　⑨養護教諭 ⑩スクールカウンセラー（SC）　⑪スクールソーシャルワーカー（SSW） ⑩と⑪は、随時参加		
いじめ防止対策の企画・運営	学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証	全員
	いじめ防止対策年間指導計画の作成	生徒指導担当　教務主任
	いじめ防止指導研修会の企画、運営	生徒指導担当　教務主任 支援教育 CO
	いじめ問題に関する資料の管理	生徒指導担当　各学年主任
	道徳教育との連携	道徳主任　各学年主任
	学校いじめ防止基本方針の見直し	全員
教育相談	教育相談のねらい・年間計画の作成	生徒指導担当　各学年主任
	相談室窓口、相談室の管理、運営	生徒指導担当 支援教育 CO　SC
	スクールカウンセラーとの連携	生徒指導担当　支援教育 CO 養護教諭
生徒・保護者・地域との連携	生徒会本部・生活委員会との連携	特別活動指導部主任 生徒指導担当
	ＰＴＡ校外委員会との連携	生徒指導担当　教務主任
	地域教育会議との連携	全員
関係機関との連携	市教委川崎区教育担当との連携	校長　教頭　生徒指導担当
	川崎臨港警察との連携	生徒指導担当
	県警少年相談保護センターとの連携	生徒指導担当
	児童相談所との連携	生徒指導担当

７　令和７年度　いじめ防止等対策年間計画

月	活　動　内　容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
４	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
５	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート実施に向けた内容検討・実施・集約 ・教育相談週間の実施 ・いじめ防止標語の募集（生徒会本部・生活委員会）・ポスター制作
６	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談を受けての対応について 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （具体的な内容→教育相談月間の充実～いじめ防止に向けて～）
７	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・防犯教室 or いのちの大切さを学ぶ教室の実施 ・夏休み期間中の対応確認
８	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
９	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート実施に向けた内容検討・実施・集約 ・教育相談月間の実施 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
１０	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談を受けての対応について
１１	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
１２	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・防犯教室 or いのちの大切さを学ぶ教室の実施
１	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート実施に向けた内容検討・実施・集約 ・教育相談月間の実施
２	【学校体制振り返り月間】の取組 （具体的な内容→今年度の反省～安全安心な学校体制に向けて～） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
３	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・少年非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

［自主的な企画・運営］

・「チャイム着席運動」学級委員会

次の授業の準備をしよう。授業に集中できるように授業開始を大切にしよう。

・「朝のあいさつ運動」生活委員会

臨港中三原則の一つである「あいさつ」を皆で徹底しよう。

［交流活動の活性化］

・町内会などの地域行事での交流活動

ソーラン節・・・各町内会の盆踊りで８日間、地域の皆さんにソーラン節を披露する。

神輿担ぎ　・・・８月上旬に、部活動の生徒たちが全町内会の神輿担ぎに参加する。

［啓発活動］

・いじめ防止標語コンテストへの参加　　※全国ＰＴＡ連絡協議会主催

関係諸機関との連携

・「非行防止教室」（いじめ・暴力について）・・・県警相談保護センター

・「生徒指導研修会」（いじめ・不登校生徒の対応について）

・・・市教委　川崎区・教育担当指導主事

・「防犯教室」（スマホの使い方　ネット上での誹謗中傷について）

・・・川崎臨港警察署

・「少年非行防止教室・薬物乱用防止教室」　・・・神奈川県警察本部　川崎臨港警察署

・「いのちの大切さを学ぶ教室」　・・・川崎臨港警察署

保護者の取組（PTA 活動）

・「あいさつ（おはよう）運動」ＰＴＡ校外指導委員会（５月～２月）

子どもたち健全な育成とより良い地域づくりを目的として実施している。

地域住民の取組（臨港中学校区地域教育会議主催の取組）

・職業体験活動

社会人になるための心構えを身につけ、人とのふれあい体験を通して共に生きることの喜びを感得する。コミュニケーション能力の向上。中学生と地域の信頼関係、親近感情を育み、地域の活性化に貢献する。

・講演会　子ども会議への参加

これからの私たちの生き方について学ぶ